

○八幡市産後ケア事業実施要綱

平成31年3月29日告示第18号

改正

令和2年6月19日告示第38号

令和3年3月31日告示第37号

令和4年9月1日告示第66号

八幡市産後ケア事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、心身のケアや保健指導を必要とする産婦に対し、助産師等が保健指導等のサービスを提供する産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者であって、本市に居住しているもの
- （2）次のいずれかに該当する者（医師による医療行為を要する者及び感染症の疑いのある者を除く。）

ア 健康管理について、保健指導の必要がある者

イ 育児について、保健指導の必要がある者

ウ 授乳が困難である者

エ 心理的な不調がある者

オ その他事業の利用が適当であると市長が認める者

- （3）次のいずれかに該当する者

ア 短期入所型（次条各号に掲げるサービスを医療機関等に母子を宿泊させて行うことをいう。）を利用しようとする者にあつては、出産後4月未満の産婦

イ 居宅訪問型（次条各号に掲げるサービスを助産師等が対象者の居宅を訪問して行うことをいう。）を利用しようとする者にあつては、出産後1年未満の産婦

（事業の内容）

第3条 事業で実施するサービスは、次に掲げるとおりとする。

- （1）母体管理及び生活面の相談及び指導
- （2）乳房のケア及び乳房トラブルに関する相談及び指導
- （3）産婦の心理面のケア
- （4）乳児の発達及び発育並びに育児に関する相談及び指導
- （5）その他市長が必要と認めるもの

（短期入所型の利用日数等）

第3条の2 短期入所型の利用は、出産1回につき3泊4日を限度とする。

2 宿泊数の算定については、別に定める。

（居宅訪問型の利用時間等）

第4条 居宅訪問型の利用が可能な時間は、月曜日から金曜日までの日（八幡市の休日を定める条例（平成2年八幡市条例第13号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

2 居宅訪問型の利用時間は、1日につき3時間以内とする。

3 居宅訪問型の利用日数は、出産1回につき3日を限度とする。

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に八幡市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書を提出しなければならない。

（利用の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは八幡市産後ケア事業利用決定通知書により、不適当と認めたときは八幡市産後ケア事業利用不承認通知書により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、事業の利用日時を変更し、又は利用を中止しようとするときは、利用日の前日までに市長に連絡するとともに八幡市産後ケア事業利用変更（中止）届を提出するものとする。

（利用料）

第8条 事業の利用者は、次に掲げる利用料を負担するものとする。

（1）短期入所型 利用1日につき9,000円

（2）居宅訪問型 利用1日につき2,000円

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の利用料を徴収しないことができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する利用者

- (2) 市町村民税非課税世帯に属する利用者
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、利用開始前に市長に申請しなければならない。
- 4 事業の利用者は、前条の連絡をすることなく事業の利用日時を変更し、又は利用を中止した場合は、サービスの提供の有無にかかわらず、利用料を市に支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により連絡することができなかったと市長が認める場合は、この限りでない。
- (利用の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) その他市長が特に取消しの必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消すときは、八幡市産後ケア事業利用取消決定通知書により利用者に通知するものとする。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月19日告示第38号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の八幡市産後ケア事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日以後に申請を行った者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。
- 附 則(令和3年3月31日告示第37号)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則(令和4年9月1日告示第66号)
- この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
-